



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年12月28日火曜日 第2231号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	976
指定医療機関の名称の変更.....	976
指定医療機関の廃止の届出.....	976
指定医療機関の辞退.....	977
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	977
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	977
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	977
クリーニング業法による研修の指定.....	978
クリーニング業法による講習の指定.....	978
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	979
加入区の設定(特定養殖共済)の一部改正.....	979
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	979
建設業者の許可の取消し.....	980
道路の供用開始(県道今治波方港線).....	980
道路の供用開始(県道弓削島循環線).....	980
開発行為に関する工事の完了.....	980
指定道路の指定.....	981

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則...	981
管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則.....	982
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則...	984

選挙管理委員会告示

漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	987
参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....	987
政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正.....	990

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程..... 992

正 誤

平成22年11月30日付け第2223号外1別記(政治団体の収支報告書の要旨の公表)中..... 993

告 示

○愛媛県告示第1444号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
かめおか内科	亀岡 博	大洲市東大洲987番地1	平成22年 12月1日
宇都宮病院	医療法人福寿会	八幡浜市1536番地118	平成22年 11月1日
双岩薬局	南予調剤株式会社	八幡浜市若山4-205-1	平成22年 12月1日
ハロー薬局東大洲店	有限会社ハロー薬局	大洲市東大洲987番地2	平成22年 12月1日
グリーンハート薬局	有限会社大洲調剤	大洲市東大洲157番地2	平成22年 12月1日
さつき薬局	有限会社メディカルスタイル	南宇和郡愛南町御荘平城3566番地	平成22年 11月1日

○愛媛県告示第1445号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変 更 年 月 日
旧	新			
寺田歯科医院	いわむら歯科医院	岩村浩年	宇和島市堀端町1-29	平成22年10月1日

○愛媛県告示第1446号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
芳我外科医院	芳我資生	喜多郡内子町内子1721	平成22年 8月31日
二宮歯科クリニック	二宮 淳	大洲市長浜甲68	平成22年 9月30日

○愛媛県告示第1447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	辞退 年月日
唐子歯科医院	安藤 貴代士	今治市東村南一丁目10-16	平成22年12月1日

○愛媛県告示第1448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社せいどう	八幡浜市384番地	ソフィー薬局	八幡浜市384番地	平成22年7月1日
株式会社ステージアップ	八幡浜市保内町須川510番地	優瑠里デイサービス	八幡浜市保内町喜木1-166-1	平成22年10月1日
株式会社ステージアップ	八幡浜市保内町須川510番地	グループホーム優瑠里	八幡浜市保内町喜木1-166-1	平成22年10月1日
医療法人胃腸科内科松村クリニック	新居浜市中筋町二丁目1-1	訪問介護ステーションすみの	新居浜市中筋町二丁目1-6	平成22年11月9日
NPO法人西条	西条市河原津甲503番地1	あゆみ	西条市河原津甲503番地1	平成22年12月1日
有限会社ケアヴィレッジ	北宇和郡鬼北町大字東仲1015番地	デイホームよしふじ	北宇和郡鬼北町大字東仲1016・1019番地	平成22年11月10日
有限会社ケアヴィレッジ	北宇和郡鬼北町大字東仲1015番地	デイホームよしふじ庵	北宇和郡鬼北町大字東仲1015番地	平成22年11月10日

○愛媛県告示第1449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護支援事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人胃腸科内科松村クリニック	新居浜市中筋町二丁目1-1	居宅介護支援事業所すみの	新居浜市中筋町二丁目1-6	平成22年11月9日

○愛媛県告示第1450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社せいどう	八幡浜市384番地	ソフィー薬局	八幡浜市384番地	平成22年7月1日

株式会社ステージアップ	八幡浜市保内町須川510番地	優瑠里デイサービス	八幡浜市保内町喜木1-166 -1	平成22年10月1日
株式会社ステージアップ	八幡浜市保内町須川510番地	グループホーム優瑠里	八幡浜市保内町喜木1-166 -1	平成22年10月1日
医療法人胃腸科内科松村クリニック	新居浜市中筋町二丁目1-1	訪問介護ステーションすみの	新居浜市中筋町二丁目1-6	平成22年11月9日
NPO法人西条	西条市河原津甲503番地1	あゆみ	西条市河原津甲503番地1	平成22年12月1日
有限会社ケアヴィレッジ	北宇和郡鬼北町大字東仲1015番地	デイホームよしふじ	北宇和郡鬼北町大字東仲1016・1019番地	平成22年11月10日

○愛媛県告示第1451号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 研修の名称

クリーニング師研修

2 主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 井 元 弘

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成23年2月20日（日）	松山市花園町3-6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校

4 受講料

5,000円

○愛媛県告示第1452号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の名称

クリーニング業務従事者講習

2 主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 井 元 弘

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成23年2月20日（日）	松山市花園町3-6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校

4 受講料

4,500円

○愛媛県告示第1453号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
イオンモール新居浜	新居浜市前田町8番8号	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社ほか52者	イオンリテール株式会社ほか64者	平成22年11月26日ほか	平成22年12月16日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1454号

加入区の設定（特定養殖共済）（平成3年1月愛媛県告示第110号）の一部を次のように改正し、平成23年1月1日から施行する。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
わかめ養殖業		わかめ養殖業	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
省略		省略	
野忽那加入区	中島漁業協同組合の地区のうち、旧野忽那漁業協同組合の地区	野忽那加入区	野忽那漁業協同組合 _____の地区
睦月加入区	中島漁業協同組合の地区のうち、旧睦月漁業協同組合の地区	睦月加入区	睦月漁業協同組合 _____の地区
省略		省略	

○愛媛県告示第1455号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西条都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1456号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-18)第9272号	平成18年11月14日	(株)サンワ	村上 良治	今治市伯方町木浦甲3458-5	平成22年11月1日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止(一部)
(般-17)第14695号	平成18年1月18日	燦久建設(有)	秋山 久利	今治市町谷甲632-4	平成22年11月5日	土工事業 とび・土工工事業 石工事業 管工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-22)第5598号	平成22年10月4日	近藤建築	近藤禎五郎	新居浜市河内町11-44	平成22年11月11日	建築工事業	建設業の廃止
(般-17)第5727号	平成17年11月1日	藤田商会	藤田 巧	四国中央市金生町下分699-8	平成22年11月17日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-18)第12316号	平成18年7月28日	株内海リース	信藤 由樹	四国中央市妻鳥町1160	平成22年11月24日	土工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業	建設業の廃止
(般-18)第13623号	平成19年1月13日	(有)笠松電気水道工業所	瀬野 好和	今治市朝倉下甲580-5	平成22年11月25日	電気工事業 管工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治波方港線	今治市東村三丁目甲466番4から 同市東村三丁目甲469番3まで	平成22年12月28日

○愛媛県告示第1458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削太田58番2から 同町弓削下弓削839番1まで	平成22年12月28日

○愛媛県告示第1459号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年12月28日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建(開)第46号 平成22年12月17日	伊予市八倉字筋違786番	松山市福角町甲1690番地 乗松健二

○愛媛県告示第1460号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成22年12月28日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰三

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成22年12月17日

3 指定道路の位置

伊予市米湊字西窪1101番1及び1103番

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 25.72メートル

(2) 幅員 4.00メートル

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-1105

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月28日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬 道和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表第33(第22条関係) 昇格時号給対応表							別表第33(第22条関係) 昇格時号給対応表						
1~5 省略							1~5 省略						
6 医療職給料表(昇格時号給対応表)							6 医療職給料表(昇格時号給対応表)						
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級		2級	3級	4級	5級	6級	7級
1~93	省略						1~93	省略					
94	<u>73</u>	省略					94	<u>74</u>	省略				
95	<u>74</u>	省略					95	<u>75</u>	省略				
96	<u>74</u>	省略					96	<u>76</u>	省略				
97	<u>75</u>	省略					97	<u>77</u>	省略				
98	<u>75</u>	省略					98	<u>77</u>	省略				
99	<u>76</u>	省略					99	<u>78</u>	省略				
100	<u>76</u>	省略					100	<u>78</u>	省略				
101	<u>77</u>	省略					101	<u>79</u>	省略				
102	<u>78</u>	省略					102	<u>79</u>	省略				
103	<u>79</u>	省略					103	<u>80</u>	省略				
104~107	省略						104~107	省略					
108	<u>81</u>	省略					108	<u>82</u>	省略				
109・110	省略						109・110	省略					
111	<u>82</u>	省略					111	<u>83</u>	省略				

112	<u>82</u>	省略				
113	省略					
114	<u>83</u>	省略				
115	<u>83</u>	省略				
116	<u>83</u>	省略				
117	<u>84</u>	省略				
118	<u>84</u>	省略				
119	<u>84</u>	省略				
120	<u>84</u>	省略				
121	<u>85</u>	省略				
122	<u>85</u>	省略				
123	<u>85</u>	省略				
124	省略					
125	<u>86</u>	省略				
126	<u>86</u>	省略				
127・128	省略					
129	<u>87</u>	省略				
130～169	省略					

7～8 省略

112	<u>83</u>	省略				
113	省略					
114	<u>84</u>	省略				
115	<u>84</u>	省略				
116	<u>84</u>	省略				
117	<u>85</u>	省略				
118	<u>85</u>	省略				
119	<u>85</u>	省略				
120	<u>85</u>	省略				
121	<u>86</u>	省略				
122	<u>86</u>	省略				
123	<u>86</u>	省略				
124	省略					
125	<u>87</u>	省略				
126	<u>87</u>	省略				
127・128	省略					
129	<u>88</u>	省略				
130～169	省略					

7～8 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日から平成23年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1106

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月28日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第1条 管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 68）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 当分の間、職員の給与に関する条例附則第15項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>2 当分の間、職員の給与に関する条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に支給する</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>管理職手当は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>

(教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-390)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 当分の間、条例附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教育職員(再任用教育職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下「特定教育職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となつた場合にあつては、<u>特定教育職員となつた日</u>)以後の管理職手当は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 当分の間、条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員に支給する</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">_____管理職手当は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>

(管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-1042)の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第18条の2又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第17条の3の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、新管理職手当規則第3条又は第2条の規定による改正後の教育職員の管理職手当に関する規則(以下「新教育職員管理職手当規則」という。)第3条の規定による管理職手当が経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(教育職員の給与に関する条例第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。))を除く。以下この項において同じ。))又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては当該経過措置基準額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を、同法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員にあっては当該経過措置基準額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当(管理職手当に関する規則附則第2項又は教育職員の管理職手当に関する規則附則第2項の規定が適用される職員にあっては、これらの規定</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第18条の2又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第17条の3の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、新管理職手当規則第3条又は第2条の規定による改正後の教育職員の管理職手当に関する規則(以下「新教育職員管理職手当規則」という。)第3条の規定による管理職手当が経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(教育職員の給与に関する条例第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。))を除く。以下この項において同じ。))又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては当該経過措置基準額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を、同法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員にあっては当該経過措置基準額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当 _____</p>

による管理職手当)のほか、新管理職手当規則第3条又は新教育職員管理職手当規則第3条の規定による管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(管理職手当に関する規則附則第2項又は教育職員の管理職手当に関する規則附則第2項の規定が適用される)職員にあっては、当該額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

(1)~(4) 省略

のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(職員の給与に関する条例附則第15項又は教育職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

(1)~(4) 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第1条の規定による改正後の管理職手当に関する規則附則第2項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日()とあるのは「管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-1106)の施行の日()と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した教育職員に関する読替え)

3 平成22年4月1日前に55歳に達した教育職員に対する第2条の規定による改正後の教育職員の管理職手当に関する規則附則第2項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日()とあるのは「管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-1106)の施行の日()と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

○愛媛県人事委員会規則7-1107

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月28日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬道和

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1027)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(平成17年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 平成17年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>(11) <u>再任用職員異動 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う職員勤務時間等条例第11条第1項の規定又は教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。</u></p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(平成17年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 平成17年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>切替日以降に再任用職員異動をした職員</u></p>

(5) 省略

(6) 省略

(平成17年改正条例附則第8項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（切替日以降に第1号から第4号までに掲げる場合に該当することとなった職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者（同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるものを除く。）及び同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者となることとなるもの（同日において減額改定対象職員である者を除く。））にあっては当該各号に定める額に100分の99.65を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表(→)又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「医療職給料表(→)等適用職員」という。）を除く。以下 _____ 同。）である者（同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者又は医療職給料表(→)等適用職員である者となることとなるものを除く。）及び同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるもの（同日において減額改定対象職員以外の職員である者を除く。））にあっては当該各号に定める額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）附則第15項又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の初任給規則第24条及び第25条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(6) 省略

(7) 省略

(平成17年改正条例附則第8項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（切替日以降に第1号から第5号までに掲げる場合に該当することとなった職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者（同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給異動 _____ があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において _____

_____ 減額改定対象職員である者となることとなるものを含む。）

_____ にあっては当該各号に定める額に100分の99.65を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表(→)又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員 _____

_____ を除く。次条第1項において同じ。）である者

_____ にあっては当該各号に定める額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その _____ 額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）附則第15項又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の初任給規則第24条及び第25条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成17年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第5号）による改正前の職員の育児休業等に関する条例第6条又は平成17年改正条例第7条の規定による改正前の公益法人等への職員の派遣等に関する条例第6条若しくは第16条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 省略

(5) 省略

2・3 省略

（平成17年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあってはあらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とし、当該職員以外の職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者及び同日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.65を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員である者及び同日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるもの）にあっては当

- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成17年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第5号）による改正前の職員の育児休業等に関する条例第6条又は平成17年改正条例第7条の規定による改正前の公益法人等への職員の派遣等に関する条例第6条若しくは第16条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 省略

(5) 再任用職員異動をした場合 平成17年改正条例第1条の規定による改正前の職員給与条例別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額又は平成17年改正条例第2条の規定による改正前の教育職員給与条例別表第1及び別表第2の給料表の再任用教育職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、職員勤務時間等条例第11条第1項の規定又は教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

(6) 省略

2・3 省略

（平成17年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあってはあらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とし、当該職員以外の職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者及び同日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.65を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員である者 _____
_____ にあっては当

該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を、平成17年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2・3 省略

該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を、平成17年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2・3 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第105号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成22年12月28日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- | | |
|----------------------|--------|
| 1 選挙権を有する者の総数 | 14,992 |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 4,998 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第106号

平成22年7月11日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成22年12月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院選挙区選出議員選挙(愛媛県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 39,326,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岡平知子	所属党派	民主党	期 間 平成22年6月21日から 平成22年7月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	大政文子				

収 入			支 出		
主たる寄附			人件費	1,953,000円	(0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	46,700	(0)
民主党		5,000,000円	選挙事務所費	46,700	(0)
岡平知子を応援する会		12,000,000	集会会場費	0	(0)
民主党愛媛県参議院選挙区第二総支部		46,700	通信費	82,156	(0)
			交通費	207,292	(0)
			印刷費	4,657,343	(0)
			広告費	3,737,706	(0)
			文具費	57,354	(0)
			食糧費	642,667	(0)
その他の寄附	0件	0	休泊費	403,580	(0)
その他の収入		0	雑 費	861,726	(0)
今 回 計		17,046,700	今 回 計	12,649,524	(0)
総 計		17,046,700	総 計	12,649,524	(0)

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	311,100円
	ビラの作成	749,400円
	ポスターの作成	627,900円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,250円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	199,500円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	183,750円
	計	2,391,900円

報告書受理年月日	平成 22 年 7 月 26 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	郡 昭 浩	所属党派	無 所 属	期 間 平成22年6月1日から 平成22年7月8日まで 第1回分
出納責任者氏名	郡 昭 浩			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0円(0円)
		0円	家屋費	0(0)
			選挙事務所費	0(0)
			集会会場費	0(0)
			通信費	0(0)
			交通費	0(0)
			印刷費	15,400(0)
			広告費	9,663(0)
			文具費	0(0)
その他の寄附	0件	0	食糧費	0(0)
その他の収入		3,000,000	雑 費	0(0)
今 回 計		3,000,000	今 回 計	25,063(0)
総 計		3,000,000	総 計	25,063(0)

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円

	計	0円
--	---	----

報告書受理年月日	平成 22 年 7 月 26 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	田 中 克 彦	所属党派	日 本 共 産 党	期 間 平成22年6月10日から 平成22年7月10日まで
出納責任者氏名	中 尾 暁 子			

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0円(0円)	
日本共産党東予地区委員会		90,000円	家屋費	240,000 (0)	
日本共産党愛媛県委員会		2,431,345	選挙事務所費	240,000 (0)	
			集会会場費	0 (0)	
			通信費	0 (0)	
			交通費	4,470 (0)	
			印刷費	685,270 (0)	
			広告費	138,075 (0)	
			文具費	0 (0)	
			食糧費	15,370 (0)	
その他の寄附	0件	0	休泊費	88,802 (0)	
その他の収入		0	雑 費	0 (0)	
今 回 計		2,521,345	今 回 計	1,171,987 (0)	
総 計		2,521,345	総 計	1,171,987 (0)	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 22 年 7 月 26 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	山 本 順 三	所属党派	自 由 民 主 党	期 間 平成22年3月19日から 平成22年12月17日まで
出納責任者氏名	柴 田 泰 彦			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	4,317,617円 (0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	1,170,105 (0)
自由民主党愛媛県参議院選挙区第三支部		15,000,000円	選挙事務所費	542,570 (0)
愛媛県獣医師政治連盟		30,000	集会会場費	627,535 (0)
愛媛県社会保険労務士政治連盟		300,000	通信費	60,861 (0)
全国たばこ耕作者政治連盟		200,000	交通費	531,685 (0)
全国たばこ耕作者政治連盟四国支部		50,000	印刷費	2,438,450 (0)
全国配置家庭薬政治連盟		100,000	広告費	1,862,960 (0)
佐伯正孝	会社役員	200,000	文具費	21,884 (0)
越智公政	自営業	170,000	食糧費	720,931 (0)
越智誠文	自営業	170,000	休泊費	425,334 (0)
越智道人	自営業	170,000	雑費	648,212 (0)
富田雄二	自営業	170,000		
中村謙成	自営業	170,000		
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		16,730,000	今回計	12,198,039 (0)
総計		16,730,000	総計	12,198,039 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	311,100円
	ビラの作成	820,000円
	ポスターの作成	1,300,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	3,146,725円

報告書受理年月日	7 26	1
	平成 22 年 8 月 16 日	第 2 回 報 告 分
	9 14	3
	12 20	4

○愛媛県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、民主党愛媛県第3区総支部から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成22年11月愛媛県選挙管理委員会告示第96号）別記の一部を次のとおり訂正する。

平成22年12月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成21年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 民主党愛媛県第3区総支部
 国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部
 公職の候補者の氏名 白石 洋一
 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H22. 3 . 8

1 収入総額	33,962,296 円
前年繰越額	3,117,663 円
本年收入額	30,844,633 円
2 支出総額	32,174,204 円
3 翌年繰越額	1,788,092 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(447人)	564,000 円
寄附	3,745,000 円
団体分	1,495,000 円
政治団体分	2,250,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,700,000 円
民主党本部	22,000,000 円
民主党愛媛県総支部連合会	700,000 円
その他の収入	3,835,633 円
白石洋一後援会宣伝広告費負担	2,000,000 円
白石洋一後援会事務所電話代負担	140,340 円
白石洋一後援会人件費負担	1,200,000 円
1件10万円未満のもの	495,293 円

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(団体分)

弁護士法人伊予 1,440,000 円 大 洲 市
 年間5万円以下のもの 55,000 円

(政治団体分)

白石洋一後援会 2,200,000 円
 年間5万円以下のもの 50,000 円

6 支出の内訳

経常経費	21,749,851 円
人件費	10,891,449 円
光熱水費	505,482 円
備品・消耗品費	4,603,416 円
事務所費	5,749,504 円
政治活動費	10,424,353 円
組織活動費	1,405,986 円
選挙関係費	834,246 円
機関紙誌の発行その他の事業費	8,166,131 円
宣伝事業費	8,166,131 円
調査研究費	17,990 円

(訂正前)

政治団体の名称 民主党愛媛県第3区総支部
 国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部
 公職の候補者の氏名 白石 洋一
 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H22. 3 . 8

1 収入総額	33,962,296 円
前年繰越額	3,117,663 円

本年収入額	30,844,633	円
2 支出総額	32,198,984	円
3 翌年繰越額	1,763,312	円
4 本年収入の内訳		
個人の党費・会費（447人）	564,000	円
寄附	3,745,000	円
団体分	1,495,000	円
政治団体分	2,250,000	円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,700,000	円
民主党本部	22,000,000	円
民主党愛媛県総支部連合会	700,000	円
その他の収入	3,835,633	円
白石洋一後援会宣伝広告費負担	2,000,000	円
白石洋一後援会事務所電話代負担	140,340	円
白石洋一後援会人件費負担	1,200,000	円
1件10万円未満のもの	495,293	円
5 寄附の内訳		
（寄附者）	（金額）	（住所・所在地）
（団体分）		
弁護士法人伊予	1,440,000 円	大 洲 市
年間5万円以下のもの	55,000 円	
（政治団体分）		
白石洋一後援会	2,200,000 円	
年間5万円以下のもの	50,000 円	
6 支出の内訳		
経常経費	21,774,631	円
人件費	10,891,449	円
光熱水費	505,482	円
備品・消耗品費	4,603,416	円
事務所費	5,774,284	円
政治活動費	10,424,353	円
組織活動費	1,405,986	円
選挙関係費	834,246	円
機関紙誌の発行その他の事業費	8,166,131	円
宣伝事業費	8,166,131	円
調査研究費	17,990	円

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第10号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成22年12月28日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (管理職手当の特例)	附 則 (管理職手当の特例)
4 当分の間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務	4 当分の間、 <u>第9条の規定によりその例によることとされる職員</u> に適用される一般職給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜ

の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあっては、特定職員となつた日）以後の管理職手当は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
医療職給料表(□)	6級
医療職給料表(△)	6級

られて支給される職員

 _____の管理職手当は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の愛媛県企業職員の給与に関する規程附則第4項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日（）」とあるのは「愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成22年愛媛県公営企業管理規程第10号）の施行の日（）」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

正 誤

○正 誤

平成22年11月30日付け第2223号外1別記（政治団体の収支報告書の要旨の公表）中

ページ	箇所	誤	正
2	左段 上から38行目	548,500円	340,500円
2	左段 上から39行目 （追加）		樹田和美 208,000円 西宇和郡伊方町